

障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

障がい児通所支援を利用する保護者は、市町村に障がい支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障がい児入所支援を利用する場合は、児童相談所に相談します。

障がい児通所支援

児童発達支援	➡	●未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	➡	●未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	➡	●学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	➡	●保育所等を現在利用中の障がい児及び今後利用する予定の障がい児に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に提供します。
障がい児相談支援	➡	●障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援等を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児相談支援の対象とはなりません。

●利用者負担の上限額

年少児、年中児、年長児相当は無償化の対象となっています。

所得に応じて4つの区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割額が28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯